



弔慰金・見舞金・支援金など支給します

災害弔慰金・災害見舞金

災害弔慰金とは…

地震で親族が亡くなられた場合、遺族の方に支給されるもの

対 象 熊本地震で亡くなった方の遺族の方
支給額 亡くなった方が生計維持者:500万円
生計維持者以外:250万円

申込み 総合相談窓口(2ページ参照)へ

災害見舞金とは…

地震で心身に障がいを受けた場合や自宅に一定以上の被害を受けた方などに、支給されるもの

対 象 熊本地震で重度の障がいを受けた方、重症を負った方、自宅に一定以上の被害を受けた方
支給額 ①重度の障害を受けた生計維持者:250万円
②重度の障害を受けたその他の方:125万円
③災害により1か月以上の重傷を負った方:3万円
④住家の全壊、全焼または流出:5万円
⑤住家の半壊、大規模半壊または半焼:3万円
※①または②を受給した方は③④⑤の支給対象とはなりません。

申込み 総合相談窓口(2ページ参照)へ

災害弔慰金・災害見舞金共通 詳しくは、生活再建支援課
被災者支援情報ダイヤル(☎0120-013-572)へ。

被災者生活再建支援金

地震により住宅が全壊および大規模半壊の被害を受けた世帯に生活再建の支援金を支給します。

対 象 ・住宅が全壊の被害を受けた世帯
・住宅が大規模半壊の被害を受けた世帯
・住宅が半壊の被害を受け、または敷地被害が認められ住宅に倒壊の恐れがあるなど、やむをえない事由により、解体される世帯(全壊扱い)

内 容 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

区 分		①基礎支援金(被害程度)	②加算支援金(住宅再建方法)		合計 ①+②
複数員世帯	全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

※②加算支援金(賃貸)は、家賃負担を伴わない公営住宅、民間借上げ住宅、仮設住宅への入居は対象となりません。

必要書類 申請書のほか、申請に必要な書類は下表のとおりです(被害の状況に応じて異なります)。

		全 壊			大規模半壊
		全 壊	半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	り災証明書(原本)	○	○	○	○
	滅失登記簿謄本		○	○	
	敷地被害証明書類			○	
	住民票	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○

■「半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、以下に該当する場合は法務局が発行する「滅失登記簿謄本」が必要です。

①住宅の敷地に被害が生じてそのままにしておくとな非常に危険であるため解体した

②住宅を修理するにはあまりにも高い費用がかかるため、住宅を解体した

※①の場合は、敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書など)も必要

申請期限 ・基礎支援金:災害のあった日から、13か月の間 ・加算支援金:災害のあった日から、37か月の間

申 込 み 申請期限までに総合相談窓口(2ページ参照)へ

詳しくは、生活再建支援課
被災者支援情報ダイヤル(☎0120-013-572)へ。

日本財団による住宅損壊見舞金および弔慰金の支給

住宅損壊見舞金

熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に、「見舞金」を支給し、生活の再建を支援します。

対 象 住宅が全壊(全焼)または大規模半壊(半焼)した世帯
※貸家やアパートなどの賃貸住宅に住む場合も対象になります。
※住宅が半壊または一部損壊した世帯に関しては、対象となりません。
※非住家や事業所は対象となりません。

支 給 額 1世帯当たり20万円

必要書類 申請書(総合相談窓口来所時に対象の方にお渡しします)

申請期限 平成29年3月31日

詳しくは、日本財団申請事務センター(☎03-6435-5751※平日:午前9時~午後6時)へ。

弔慰金

熊本地震により亡くなった方および行方不明者の遺族・親族に対して弔慰金を支給します。

対 象 熊本地震により亡くなった方(関連死も含む)の遺族・親族
熊本地震による行方不明者の家族・親族

支 給 額 亡くなった方、行方不明者1人当たり10万円

詳しくは、日本財団災害復興支援センター熊本本部(☎070-3623-9611)へ。